

保存版

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405

社会保険料の決定方法と通知

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階

ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 給料が昇給（降給）したのに「社会保険料」が変わらないのはなぜ？

給料が変更になった場合、その月から雇用保険料や所得税は変更になりますが、社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）や住民税は変更になりません。それは、社会保険料・雇用保険料・所得税・住民税それぞれのルールがあるからです。社会保険料は以下のように決定されますし、住民税は前年の所得に対して決定しています。今回は、社会保険料の決定方法決め方についてご説明させていただきます。

社会保険料の決め方

毎月の社会保険料は、毎月の給与額ではなく、等級で区分された「標準報酬月額」をもとに、原則として年一度、計算します。

「標準報酬月額」とは、毎月の保険料や保険給付の計算をするときに用いるもので、被保険者が事業主から受ける報酬をいくつかの幅（等級）に区分した仮の報酬月額（標準報酬月額等級区分表）に当てはめて決められます。

健康保険の標準報酬月額は、第1級の 58,000 円から第 50 級の 1,390,000 円までの全 50 等級に区分されています。

厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級の 88,000 円から第 32 級の 650,000 円の 32 等級に区分されています。

標準報酬月額を決める時期

- ①入社時に決められる「資格取得時決定」
- ②毎年決まった時期に見直される「定時決定」
- ③報酬が大幅に変動した場合に改定される「随時改定」
- ④産前産後休業者・育児休業者が職場復帰し報酬に変動があったときなどに改定される「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」

※決められた標準報酬月額と現在の報酬額との間に大きなズレが生じないように、見直しや改定が行われます。

標準報酬月額のもととなる報酬

報酬とは、標準報酬月額の算定のもととなるもので、その名前を問わず、労働者が労働の対償として受けるものをいいます。金銭に限らず、現物で支給される食事や住宅、通勤定期券も報酬に含まれます。臨時に受けるものは報酬の対象となりません。年3回以下支給される賞与は標準賞与額の対象となります。

被保険者への通知義務

事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった者に通知しなければなりません。この通知義務に対して正当な理由なく通知しなかった場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科されます。

- (1)被保険者の資格取得または喪失
- (2)標準報酬月額の決定または改定
- (3)標準賞与額の決定
- (4)適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- (5)上記(4)の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- (6)適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- (7)上記(6)の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

事務手続きの顧問契約をしている企業様は弊社事務所にて毎月チェックを行っており、該当する月には手続きを行っております。自社で給与計算を行っている企業様から、毎月給与一覧表をお送りいただいているのは社会保険料のチェックをするためです。

なお、弊社事務所がご提案している給与計算システム（ネット de 賃金）をご利用いただいている企業様は給与一覧表の確認がこちらでできますのでご連絡は不要です。

また、被保険者への通知につきましては、給与明細書にて変更後の保険料を通知していますが、詳細を通知したい場合は、貴社の手続き控え書類も合わせてお渡しいただきますようお願いいたします。